

第60回新生ふくしま復興推進本部会議 議事録

■ 日時：平成28年12月5日（月）9：20～9：30

■ 場所：特別室（本庁舎2階）

【鈴木副知事】

それでは、ただ今から新生ふくしま復興推進本部会議を開催します。

早速、議題の1つ目、「福島復興再生特別措置法改正に関する緊急要望について」、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1をお願いいたします。上段になりますが、震災から5年8ヵ月が経過し、避難指示の解除など、避難地域の復興に動きがある一方で、帰還困難区域の復興、イノベーション・コースト構想の早期実現、農林水産物を中心とした根強い風評が残るなど、解決までに長期を要する課題が継続しております。今後の復興の道筋をつける意味で、本県復興・再生の要である、福島復興再生特別措置法の改正による、更なる特別措置を国に求めていく必要があります。別紙のとおり要望書（案）を取りまとめました。その概要について、資料1中段の「福島特措法改正により国に求める法制上の措置」を御覧ください。大きくは、3点になっております。

1番目が、「帰還困難区域内での復興拠点の整備等」です。「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」の具体化、市町村の復興拠点計画の法定計画としての位置付け、拠点整備のための新市街地整備制度の創設などがございます。

2番目、「福島相双復興官民合同チームの体制強化」では、中核となる法人に対しまして、国職員が派遣可能となる体制整備を求めてまいります。

3番目が、「イノベーション・コースト構想の更なる推進」です。国家プロジェクトとしての法律等への位置付け、重点推進計画を活用した、構想推進及び予算の確保を求めてまいります。

更に4番目、「復興加速化に向けて必要な措置」として、地域公共交通網の形成について国が適切な配慮を行う旨の規定の追加、更には、県産農林水産物の風評払拭に向けて、国が風評の実態及び要因の調査を実施し、必要な措置を講じる旨の規定の追加を求めてまいります。

来年度の法改正に向けて、スケジュールが大詰めを迎えております。本日、知事から緊急要望をしていただきたいと思いますと考えております。

【鈴木副知事】

今の説明に関して何かございますか。

なければ、原案のとおり国に対して、要望することといたします。

知事お願いします。

【知事】

帰還困難区域の復興、避難地域の事業・生業の再建、イノベーション・コースト構想の更なる推進など、平成29年度が福島県の復興・再生に向けて極めて重要な年になります。長期を要する本県の復興・再生には、予算の確保はもとより、国による制度的な枠組み、法的措置ということが不可欠であります。その要である福島特措法は、来年春で施行後5年を迎えます。7月の福島復興再生協議会でも求めたところではありますが、来年度以降も、本県の復興再生を加速化できるよう、福島特措法の改正による措置の必要性を、本日、今村復興大臣に対し、しっかりと訴えてまいります。

年末に向け、今まさに佳境を迎えております。皆さんも、本県の更なる復興推進に向けて、引き続き、国との調整等をしっかり進めてください。

【鈴木副知事】

続いて、報告事項の1つ目、「応急仮設住宅供与終了に向けた第2回戸別訪問の実施状況」について、避難地域復興局。

【避難地域復興局長】

資料2-1を御覧ください。第2回戸別訪問の実施状況でございます。8月29日～10月21日まで実施いたしました、第2回の戸別訪問につきまして、11月15日現在の数字で、訪問対象6,197世帯のうち、75.6パーセントの4,680世帯と面会いたしました。

裏面を御覧ください。これまでの意向調査や2回の戸別訪問の結果、4月以降の住まいにつきまして、「確定済・移転済み」、「ある程度確定」を含めまして、この世帯は、全体の8割に当たる、約9,700世帯となっております。

下の表を御覧ください。県外避難者のうち、避難先で避難を継続したいという世帯は、全体の約5割となっております。今後は、未確定の世帯、課題がある世帯及び未訪問の世帯など、3,275世帯に対して、第3回目の戸別訪問を1月上旬から実施してまいりますので、御協力よろしく申し上げます。

次に、資料2-2を御覧ください。「住居確保対策の拡充」です。避難者からのこれまでの声を踏まえ、2つの取組により、住居確保対策の拡充を図ることとし、12月補正予算に計上しておりますので、御報告いたします。

まず、①公営住宅等の確保に向けた取組ですが、各都道府県等に公営住宅の確保を促進するために、修繕費の一部を負担し、本県避難者向けの専用応募枠を増やす取組を実施いたします。

次に、②避難者の住宅確保・移転に対する取組ですが、戸別訪問の中で、なかなか住宅が決められないという方がおり、4月以降の住宅の見通しが立たない世帯のうち、自力で見つけることが困難な世帯に対し、不動産会社への付き添い、諸手続の支援などを行ってまいります。

【鈴木副知事】

報告の2番目、ふくしま復興のあゆみ（第18版）について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料3をお願いします。今回で18版になります。前回からの主な改正点について御説明いたします。

3ページをお願いします。避難指示区域解除の状況でございますが、飯舘村、川俣町で、来年の3月に避難指示の解除が決定しており、現在、避難指示区域の県土に占める面積が5.3パーセントになっておりますが、来年の3月31日の時点では、3.4パーセントまで減少する見込みです。

続きまして、4ページをお願いします。右側、ふたば医療センターの整備箇所が決定しております。また、警察の方では、避難指示が解除された駐在所の警察官を増やすなど、警戒体制を強化していくこととしております。更に、浪江町、富岡町では、商業施設がオープンしております。

6ページをお願いします。中段ですが、中間貯蔵施設の本体施設整備につきまして、11月15日に工事に着工したところでございます。

続きまして、10ページをお願いします。中段の県産農林水産物のモニタリング等状況ですが、水産物の分類ですが、海産魚介類、内水面養殖魚、河川・湖沼の魚類ということで、細分化をしております。海産魚類、あるいは、内水面養殖魚は、放射性物質が検出されていないという状況を分かりやすく示しております。また、ヒラメ漁を再開しております。

15ページを御覧ください。中段左側、医療・産業トランスレーショナルリサーチセンター、更には、真ん中下段、ふくしま医療機器開発支援センターが相次いでオープンいたしまして、医療関連産業の中核施設が整ってきたところでございます。

【鈴木副知事】

続いて、「財務事務の適正化」について、総務部長。

【総務部長】

資料4を御覧ください。第2四半期までの重点事業及び重点以外の主要事業の予算の執行状況です。

重点プロジェクトにつきましては、全体で約65パーセント、重点以外の主要事業が73パーセント、全体で66パーセントになっており、概ね適正に執行されております。引き続き、各部局において、自己点検の徹底を図りながら、財務事務の適正化に努めてまいります。

次に、補助事業の適正執行についてですが、ふくしま産業復興企業立地補助金、福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金について、不正受給事案が発生しました。これを受けて、先週、12月2日に補助事業の適正執行に係る通知を発出いたしました。

実績報告の確認強化として、必要に応じて、仕入れ先調査を含む現地調査等の実施、完了検査時に使用するチェックリストの作成の他、未然防止策として、補助事業者に対しての法令遵守の徹底指導など、各部局において、再発防止に向けたより一層の取組をお願いします。

【鈴木副知事】

報告事項等何かございますか。

以上で新生ふくしま復興推進本部会議を閉じます。